

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 那須電機鉄工株式会社

【英訳名】 NASU DENKI-TEKKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 那 須 幹 生

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿一丁目1番14号山田ビル

【電話番号】 03(3351)6131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 杉 村 嘉 穂

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿一丁目1番14号山田ビル

【電話番号】 03(3351)6131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 杉 村 嘉 穂

【縦覧に供する場所】 那須電機鉄工株式会社 八千代工場
(千葉県八千代市吉橋1085番地5)

那須電機鉄工株式会社 大阪工場
(大阪府大阪市西淀川区中島二丁目12番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第95回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額116,679,380円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、平成29年10月1日を効力発生日として10株を1株の割合で併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款第5条に規定する発行可能株式総数を48,000,000株から4,800,000株に減少し、現行定款第7条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更する。

なお、この変更の効力が平成29年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役として、那須幹生、平岡和博、西岡雅之、鈴木智晴、高橋昌裕、杉村嘉穂、工藤剛生および横山明男の8氏を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役として、児平幸三、黒滝一雄および木村英知の3氏を選任する。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小竹良夫氏を選任する。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役本庄隆に対し、退職慰労金を当社所定の基準による相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件	8,862	30	0	99.66	可決
第2号議案 株式併合の件	8,861	31	0	99.65	可決
第3号議案 定款一部変更の件	8,861	31	0	99.65	可決
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く)8名選任の件					
那須 幹生	8,863	29	0	99.67	可決
平岡 和博	8,863	29	0	99.67	可決
西岡 雅之	8,863	29	0	99.67	可決
鈴木 智晴	8,863	29	0	99.67	可決
高橋 昌裕	8,863	29	0	99.67	可決
杉村 嘉穂	8,863	29	0	99.67	可決
工藤 剛生	8,863	29	0	99.67	可決
横山 明男	8,863	29	0	99.67	可決
第5号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
児平 幸三	8,863	29	0	99.67	可決
黒滝 一雄	8,863	29	0	99.67	可決
木村 英知	8,863	29	0	99.67	可決
第6号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件					
小竹 良夫	8,863	29	0	99.67	可決
第7号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	8,855	37	0	99.58	可決

(注) 1. 賛成割合は、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

2. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第4号議案、第5号議案ならびに第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。